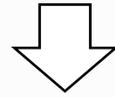


令和6年度 千歳市総合教育会議
いじめ・不登校の対策の推進について

千歳市教育委員会青少年課

「いじめ」とは

相手の行為により被害者が心身の苦痛を感じたもの = 「いじめ」



「嫌な思いをすること」

いじめの定義の変遷

【以前の定義】

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているものをいう



平成23年10月に大津いじめ自殺事件が発生
学校の隠蔽体質が問題視され社会問題となる

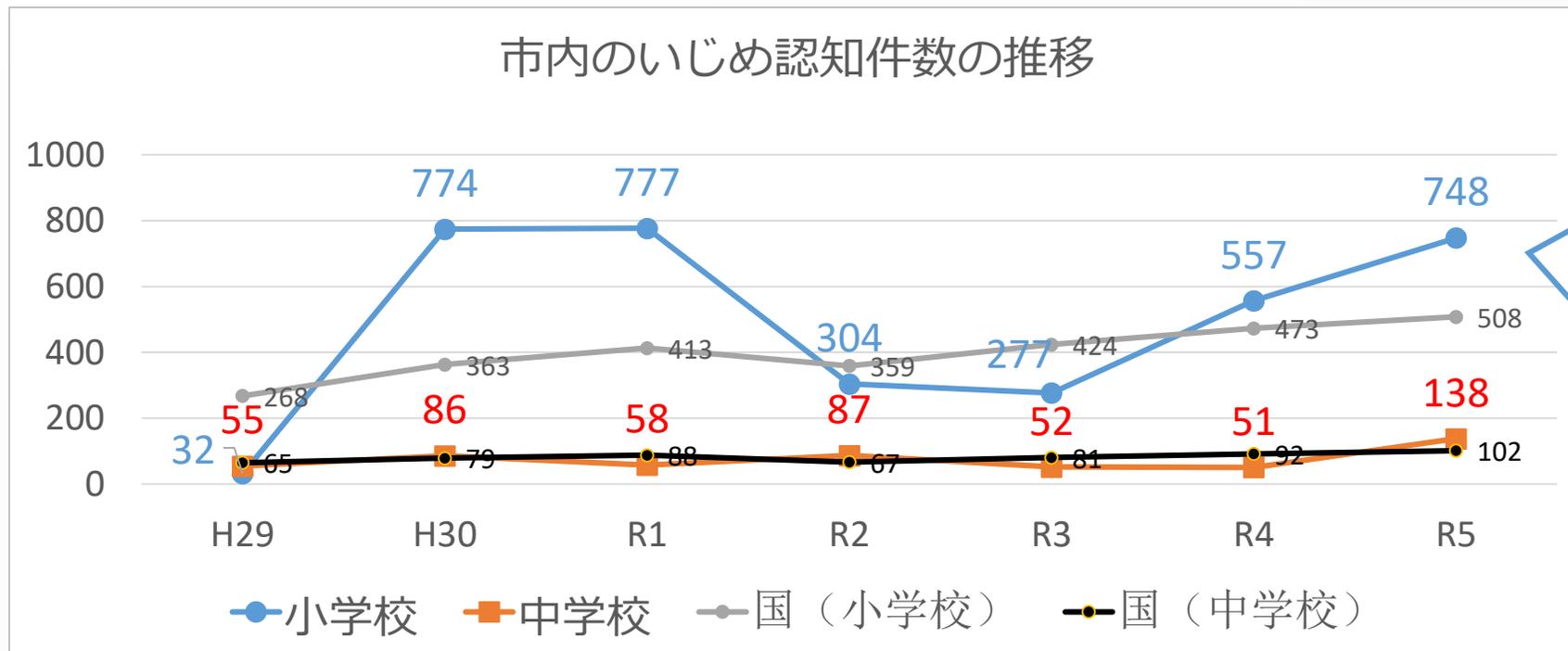
【いじめ防止対策推進法】平成25年9月28日施行

第2条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

いじめの現状

■ いじめの認知件数

※国の数値は実際の認知件数ではなく、国の認知件数を千歳市の児童生徒数に換算して算出したもの



R4年度から、いじめ認知件数が増加に転じたのは、学校行事や部活動が徐々に再開され、児童生徒同士の接触機会の増加に加え、いじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったことが要因として挙げられる。

- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い
- ・ ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもある

「いじめ見逃しゼロ」の徹底、いじめの未然防止・早期発見・早期対応が重要

いじめ対策の具体的取組

■ 未然防止

- 教育委員会にS S W（スクールソーシャルワーカー）を配置、各学校にS C（スクールカウンセラー）や心の教室相談員を配置
- 「なかよしさわやかD A Yいじめシンポジウム」の開催
- 各学校では、人権擁護委員と連携した「人権教室」、警察と連携した「非行防止教室」を開催
- 教職員を対象とした対応力向上の研修や校内研修の充実の推進

■ 早期発見

- 教育委員会では、いじめアンケート調査を北海道年2回、千歳市独自年2回の計4回実施
- 各学校に「いじめ相談ボックス」を設置
- 道教委の「子ども相談支援センター」「おなやみポスト」などの各種相談窓口の周知
- ネットパトロールの実施

■ 早期対応

- 教育委員会では、いじめの早期解消に向けた迅速な対応として、S S Wが学校へ必要な指導助言
- 状況に応じて、S S WやS Cの派遣等による支援

※S S W（スクールソーシャルワーカー）＝教育分野に関する知識などを活用し、問題を抱える児童生徒の様々な環境に応じて、福祉・医療と連携し支援を行う専門職

※S C（スクールカウンセラー）＝児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を持ち、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言等を行う臨床心理士・公認心理師

※心の教室相談員＝児童との日常的な交流の中で、親や教員には相談できない心の悩みやストレスなどの身近な相談相手となる地域の人材

いじめ認知後解消状況

「いじめの解消」 = 少なくとも**3か月以上**いじめに係る行為が止まっており、
被害児童生徒が**心身の苦痛を感じていない**ことが要件

■ いじめ認知後解消状況（R5）

【小学校】 認知件数	748件		
解消したいじめ	739件	→	解消率98.8%
【中学校】 認知件数	138件		
解消したいじめ	135件	→	解消率97.8%
(合計) 認知件数	886件		
解消したいじめ	874件	→	解消率98.6%

※未解消のいじめは、多くの行為は止まっているが、被害児童生徒が**心身の苦痛を感じなくなるまで**、学校として**組織的に見守りを継続する**とともに、状況に応じてS Cや心の教室相談員による**心のケア**などを行い、認知したいじめの解消に努めている。

いじめ重大事態とは

■ いじめ重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い**があると認めるとき。

※国が示す例

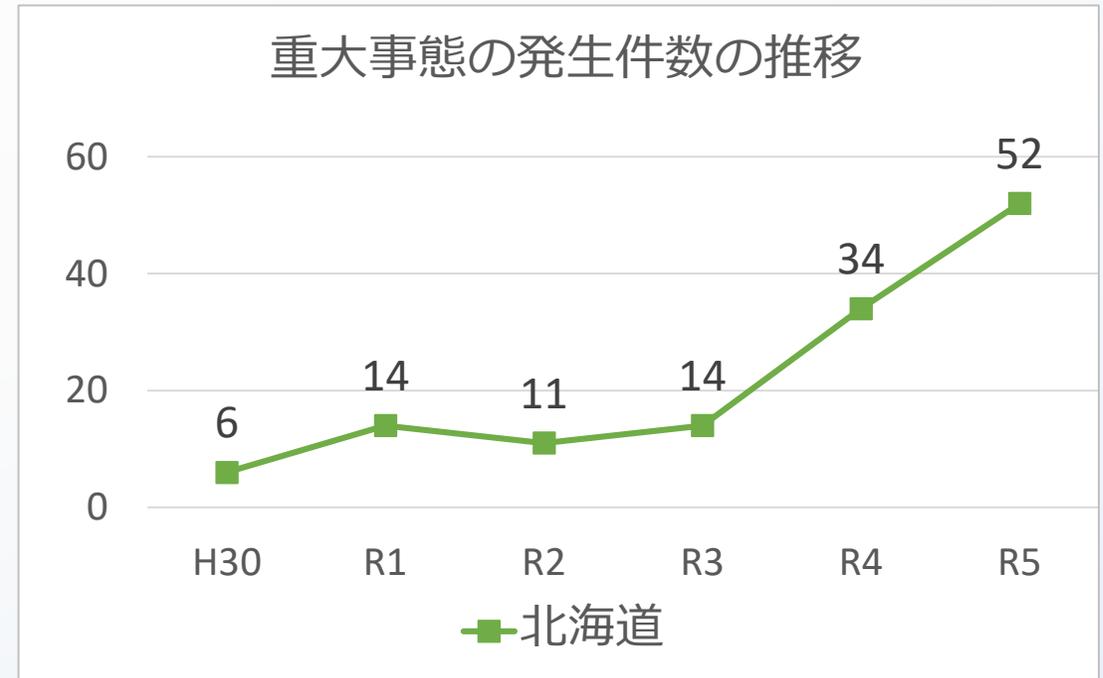
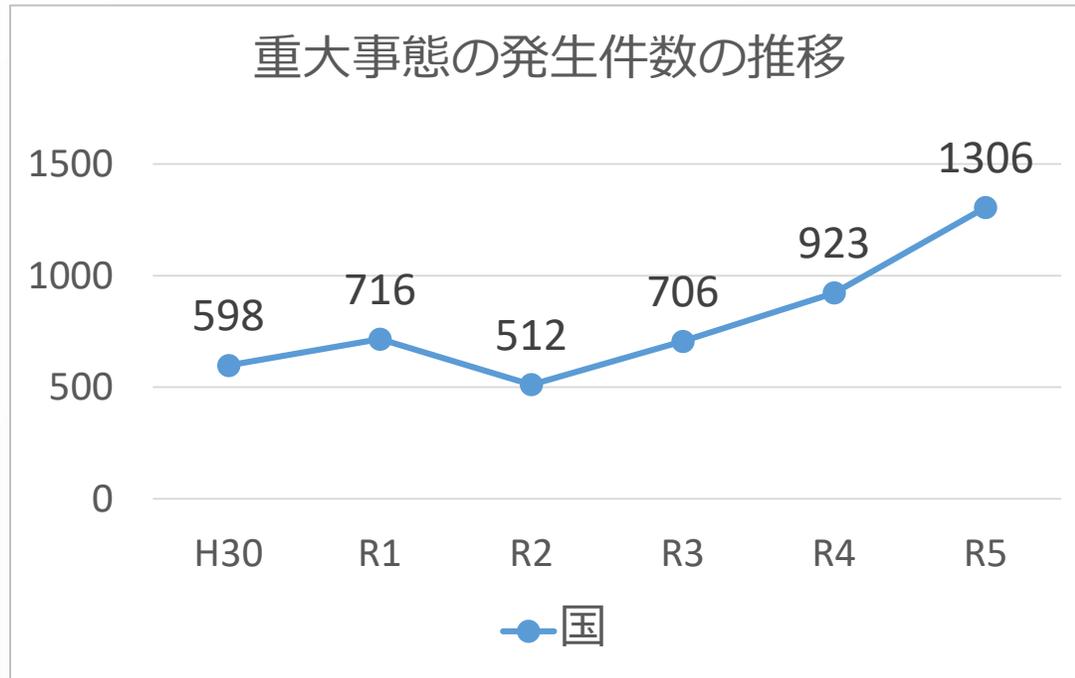
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- など

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い**があると認めるとき。

→「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

いじめ重大事態の現状

■ 重大事態の発生件数



- ・ 重大事態の増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになったことが挙げられる。
- ・ 国の調査では、重大な被害を把握する前にいじめと認知していなかった重大事態は全体の37.5%（490件）に上り、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなど、早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込むなどの組織的な対応への課題があるとしている。

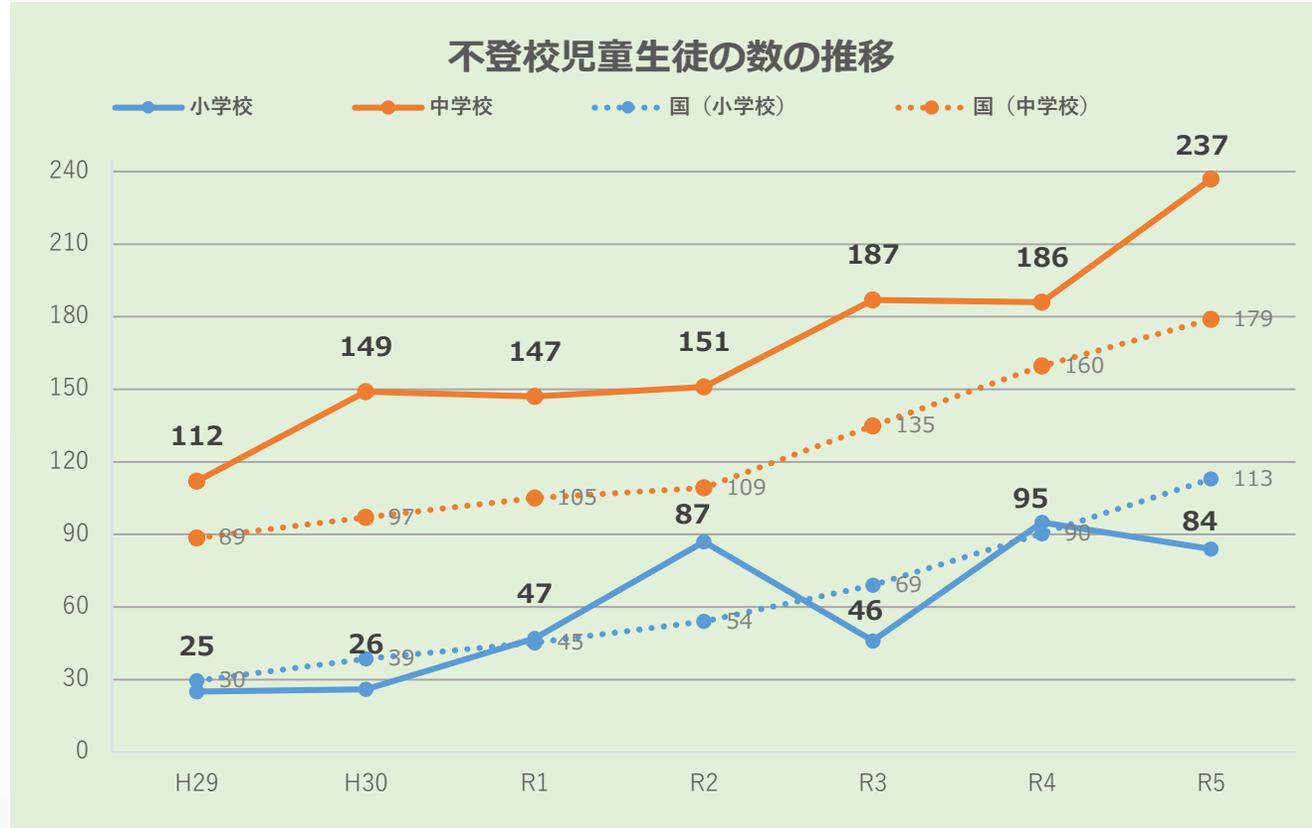
まとめ

いじめは、未然防止、早期発見、早期対応が重要であるが、学校がいじめに気付かずに見逃した場合や、学校が被害をいじめと認知せずに見過ごした場合、いじめが深刻化し、重大な被害が生じる場合がある。

いじめは絶対に許されるものではなく、どの学校でも起こりうるものであるという確固たる認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、その根絶に向けて学校や家庭等と連携し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別の相談や支援などに取り組んでいく。

不登校の現状

■ 市内の不登校の児童生徒数



※国の数値は実際の不登校件数ではなく、国の不登校件数を千歳市の児童生徒数に換算して算出したもの

「不登校」=何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、**年間30日以上欠席した者**のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

不登校の主な要因

- ・ 身体の不調や漠然とした不安
- ・ 無気力（何となく登校したくない）
- ・ 学習についていけない
- ・ 友人や教師との人間関係



- ・ **不登校になる前の学習支援、教育相談**
- ・ **不登校となった児童生徒の学びの場、居場所の確保 などの対応が必要**

不登校対策の現在の取組

■ スクールソーシャルワーカーの配置

- 教育分野に関する知識などを活用し、問題を抱える児童生徒がおかれた様々な環境に応じて、福祉・医療と連携し支援を行う専門職（3人）

■ スクールカウンセラーの配置

- 児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を持ち、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言等を行う臨床心理士・公認心理師（6人）

■ 心の教室相談員の配置

- 児童との日常的な交流の中で、親や教員には相談できない心の悩みやストレスなどの、身近な相談相手となる地域の人材（14人）

■ 適応指導教室「おあしす」の設置

- 不登校児童生徒の増加と多様化に対応するため、個々の児童生徒の状態に応じた教育相談を行うとともに、基本的な生活習慣や学習活動等について指導・支援を行い、学校生活への復帰を目指す教室（専門指導員4人）

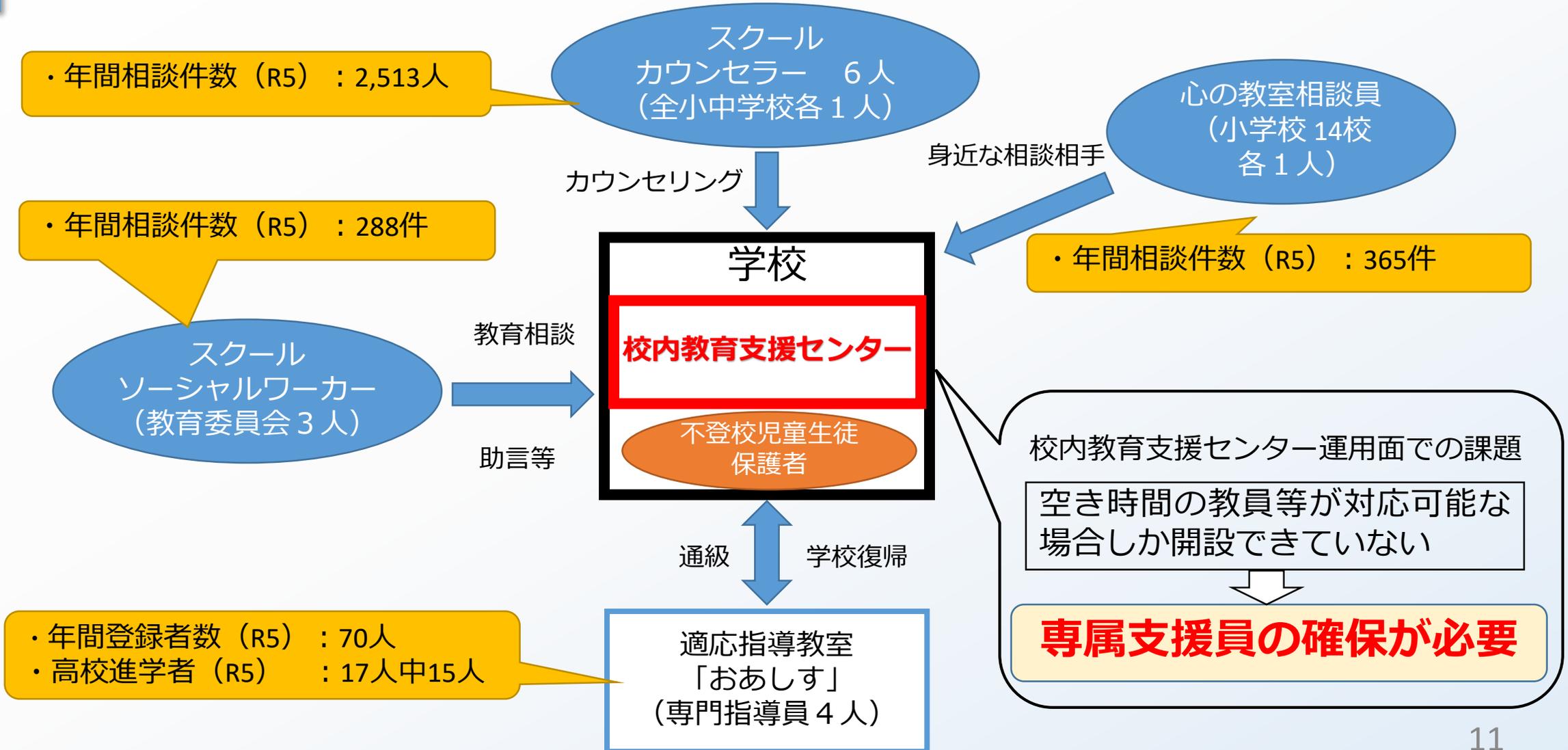
◆ 別室登校の取組

※ 各学校では、「別室登校」として教室に入れない児童生徒を、空き教室などを活用し支援



別室登校を「校内教育支援センター」として機能強化を図る必要がある

不登校対策の目指すべき姿



校内教育支援センターの現状

■ 現状

- 教室に入れない児童生徒の居場所づくりや、学習支援を目的に開設
- 各学校では、別室登校として空き教室や相談室、保健室、PC室などの場所を活用
- 空き時間の教員、担任以外の教員、管理職（校長・教頭）などが対応（学習指導等を行うため教員免許が必須）

■ 課題

- 多忙な学校教育活動に加えて対応しなければならないため、教員への負担が非常に大きい
- 対応可能な教員が不足しており、常設できない状況
- 空き時間の教員が交代で対応しているため、教育相談や学習指導の継続性が大きな課題



専属支援員を配置し、一貫した不登校対策を早急に行う必要がある



校内教育支援センター実証事業（R6.4～）

- 千歳中学校に専属の支援員を1名配置
- 1階会議室で、平日9:00～12:25開設
- 支援内容
 - ・ 利用生徒の学習支援
 - ・ 利用生徒の出席管理
 - ・ 利用生徒の学習内容を記録し教員と共有
 - ・ 学校内のミーティング（週1回）に参加し情報共有
 - ・ 不登校生徒の家庭訪問
- 利用者は延べ**612**人（10月末現在）
- **効果**
 - ・ 不登校生徒への継続的な学習保障
 - ・ 学校内での居場所の確保
 - ・ 不登校生徒の学習や進学意欲の回復
 - ・ 令和5年度の利用実績16人⇒**29**人（10月末現在）
 - ・ **教室復帰2人**



まとめ

不登校児童生徒の増加と多様化に対応するため、S S WやS C、心の教室相談員の配置、適応指導教室「おあしす」の設置などにより、不登校等の未然防止や早期対応に努めている。

今後も、これらの取組を推進するとともに、「校内教育支援センター」の機能を強化するなど、学校や福祉・医療、家庭との連携の中で、学校への復帰や学びの継続に向けた、組織的な支援体制の充実を図っていく。